

優生保護法訴訟札幌地裁判決に対する声明

本日、札幌地方裁判所第5民事部は、原告の請求を棄却するとの判決を言い渡した。

長年差別と苦痛に耐えながらも、裁判所に被害回復を求めた原告をはじめとする被害者らの期待がまたしても裏切られた。

判決は、優生保護法が「子を産み育てるか否かについての意思決定をする自由を侵害し、個人の尊厳を著しく傷つけるものであることが明らか」としたうえで、「これを正当化する余地はおよそない」と憲法13条に違反することを明白にし、昨年11月30日の大阪地裁判決と同様に憲法14条にも違反することを示した。

さらに、札幌地裁判決は、優生保護法が、家族の構成に関する事項についての意思決定をする自由を侵害していたとして、憲法24条2項に違反することも認めた。

優生保護法が、憲法の3つの条文に違反していると判示し「国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白」として国賠法上の違法を認めながら、原告の手術が昭和35（1960）年頃であり、20年が経過した昭和55（1980）年ころの経過をもって原告の損害賠償請求権が消滅したと判断した。

優生保護法が改正された平成8（1996）年まで、国は、優生政策を推進していたのであり、「優生手術の違法を理由に国家賠償請求訴訟を提起することが、更なる差別を生み出す可能性があるとして社会通念上極めて困難であった」（東京地裁判決）状況で、改正から16年も前の昭和55年までに原告が提訴することはおよそ不可能である。

国が、違憲な法律に基づき、施策として権利侵害行為を行っていたのであるから、形式的に除斥期間を適用して免責することは著しく正義に反する。人権救済の最後の砦である裁判所の姿勢として大変遺憾である。

弁護団は、引き続き、優生保護法被害者の被害回復のために、そして優生思想を克服し、誰もが等しく個人として尊重される社会を目指し、全力で活動を継続することを決意し、ここに表明する。

2021年 1月15日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二
同 西 村 武 彦